

県の現地機関の見直しについて

目次

- 県の現地機関の見直しに係るスケジュール
- 地域振興局（仮称）が取り組む「横断的な課題」の解決に向けた連携イメージ
- 税務業務の独立及び集約・広域化について
- 建築業務の建設事務所への移管について
- 地域振興局（仮称）が取り組む「横断的な課題」の解決に向けた予算の仕組みのイメージ
- 「棚田」を活用した地域振興の取組例

県の現地機関の見直しに係るスケジュール

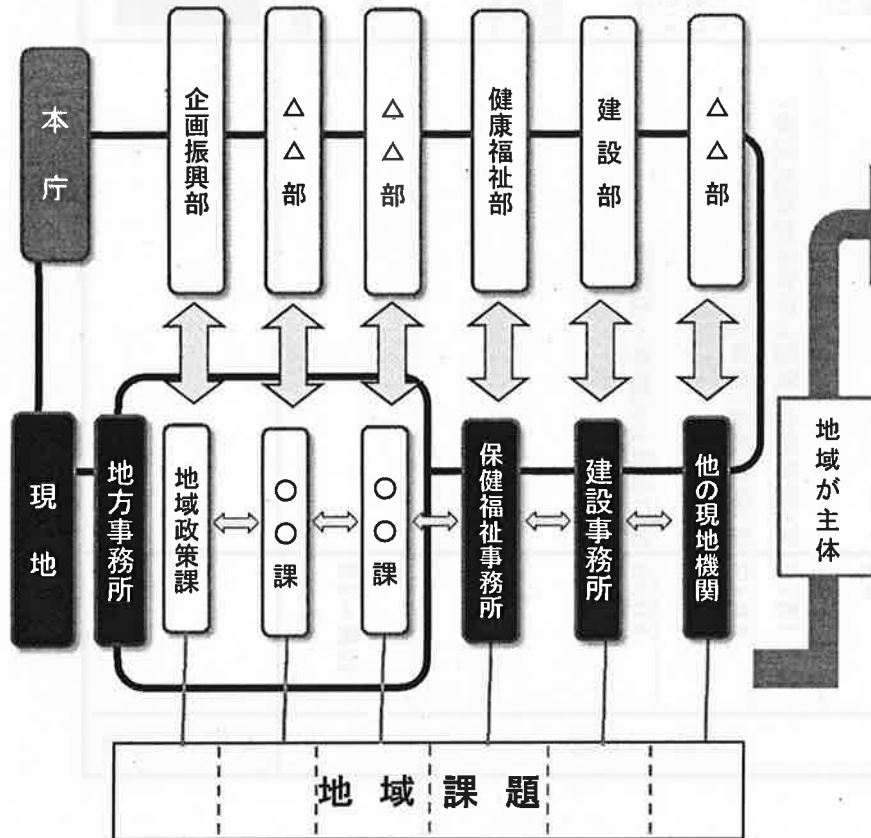
長野県総務部行政改革課

		長野県行政機構審議会	内部検討、県議会等
平成27年度	平成27年5月		29日 行政・財政改革推進本部 【課題の検討】
	6月	8日 第1回審議会 【諮問】	
	7月	29日 第2回審議会	
	8月		
	9月	7日 第3回審議会【松本合同庁舎】 14日 農業試験場、果樹試験場現地調査 16日 環境保全研究所現地調査	
	10月	13日 水産試験場、林業総合センター現地調査 15日 工業技術総合センター現地調査	
	11月	17日 第4回審議会【佐久合同庁舎】	現地機関職員の職員討議(県下10地区)
	12月		↓
平成28年度	4月27日	第5回審議会(見直しの方向性(案))	
	5月		4月28日～5月30日 見直しの方向性(案)の県民意見募集 (パブリック・コメント)
	7月7日	第6回審議会(見直しの方向性の決定等)	
	8月4日	第7回審議会(答申案)	
	9月5日	樋口会長から知事への答申	19日: 地方事務所長会議 25日: 市長会総会 5日: 町村会役員会 9月中旬 ・県実施案を策定 ・県実施案の県民意見募集 (パブリック・コメント)
10月～3月		11月県議会 【条例改正】 規則改正等	
平成29年度	4月		組 織 改 正

地域振興局（仮称）が取り組む「横断的な課題」の解決に向けた連携イメージ

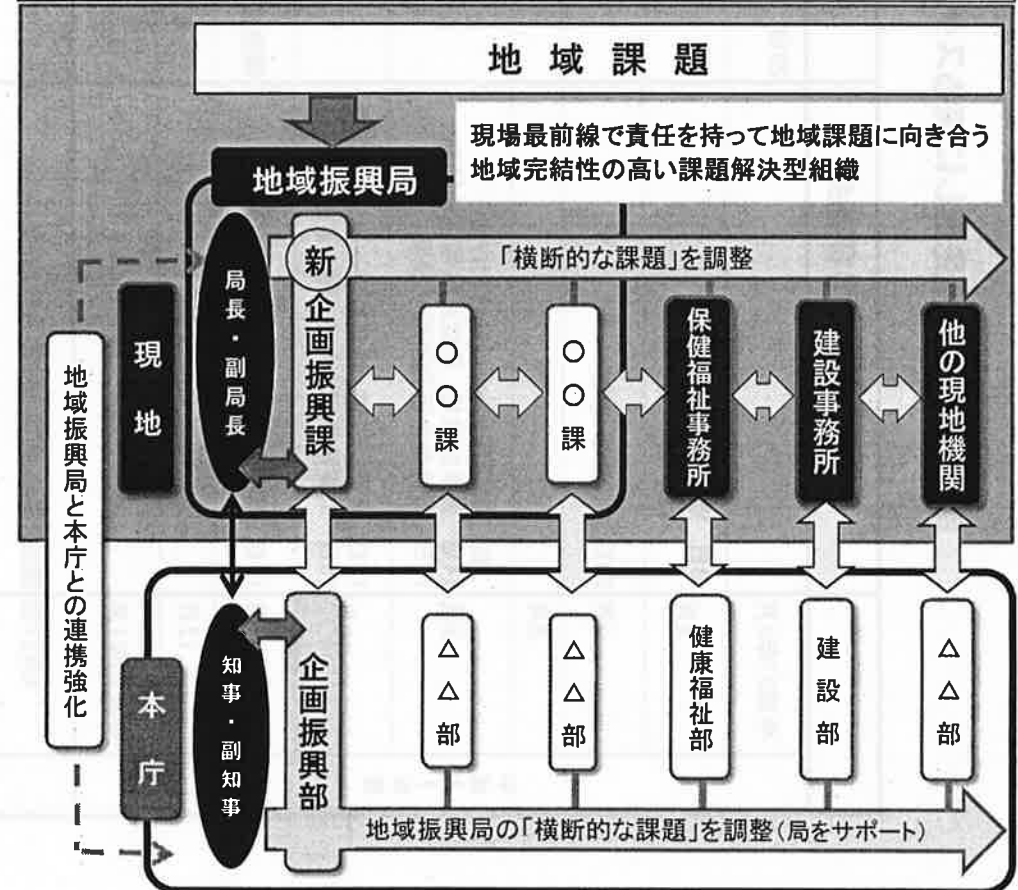
これまで

現地機関は、所管する本庁部局との縦のつながりが強く、複数の現地機関に関係する横断的な課題への対応については連携が弱い面がありました。



見直し後

- ◆地域の主体性が最大限発揮できるよう、地域振興局が現地機関の中心となって現地機関の相互連携を強化します。
- ◆地域振興局に企画振興課(仮称)を新設し、地域の課題に幅広く対応することにより、速やかな解決を目指します。
- ◆本庁の地域振興局に対するサポート体制を強化するなど、地域の特色を活かした地域振興の取組を組織一体で支援します。



「横断的な課題」の解決に向けた地域振興局の業務について

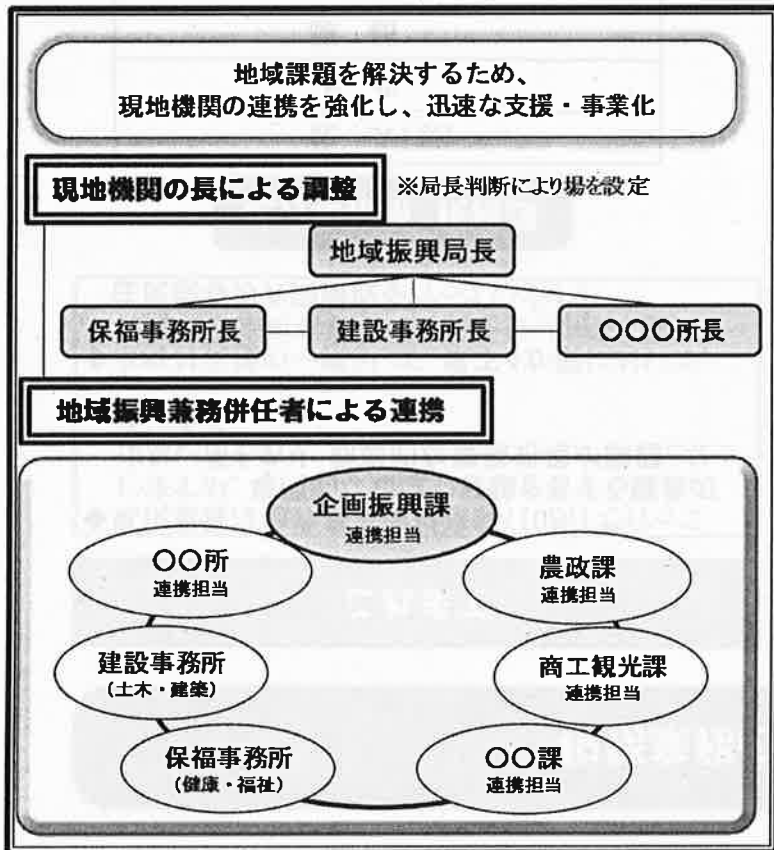
参考

「現地機関の見直し」のポイント

●これまでの発想や組織・職員の動き方変える(意識改革)

- 1 地域が主体的・積極的に取り組めるよう、地域振興局長がリーダーシップを発揮して現場最前線で責任を持って地域課題に向き合う
- 2 横断的な連携が必要な課題や地域の重点戦略などは地域振興局長が調整力を発揮し、責任者・役割分担を明確にして即時対応

「横断的な課題」の解決に向けた仕組みのモデルケース



事前準備 (H28年度から取り組んでおくべき事項)

- 地域課題の把握・整理 (意識改革: 「静」から「動」への姿勢)
 - ・市町村や地域住民、企業・NPO等からの声 (要望・意見など) を把握
 - ・地域振興局が中心となって現地機関が連携して取り組むべき事項を整理

地域振興局立ち上げ後 (H29年度～)

- 現地機関が連携して取り組むべき課題を共有、課題に対する責任者・役割の明確化
 - ※地域課題のほか、市町村からの陳情・要望等についても情報共有
 - ※画一的な仕組みとはせず、地域の実情に応じて、柔軟に対応

地域完結型組織として即時対応 ～地域の課題は地域で解決～

◎現場の最前線で責任を持って地域課題に向き合う

※案件に応じて担当副知事と調整の上、解決に当たる (必要のあるものは知事報告)

予算が必要なもの

地域振興局長がリーダーシップを発揮し、地域課題の解決に主体的に取り組めるよう、予算執行の裁量を高める

- ・総合調整推進費の拡充
- ・元気づくり支援金の活用 など

税務業務の独立及び集約・広域化について

これまで

- ◆ 県税業務は地方事務所税務課(10所)で行っていますが、専門的な知識や経験を有する職員の少ない所もあり、効率的な事務処理が課題となっています。
- ◆ 市町村支援の一環として、県下4か所において、県職員が市町村職員の身分を併せ持ち、個人住民税等の共同徴収を行っています。

地方事務所 税務課

佐久(※)
上小
諏訪
上伊那(※)
下伊那
木曾
松本(※)
北安曇
長野(※)
北信

※ 課税業務の一部が集約され、市町村と個人住民税等の共同徴収を実施している所

見直し後

- ◆ 専門性が高い税務業務を県税事務所として独立させ、課税業務を集約することにより、効率的な事務処理に取り組みます。
- ◆ 県と市町村との共同徴収を県下10か所において実施し、市町村税の徴収支援を強化します。

県税事務所

- ◆ 課税機能を集約する事務所
 - ・課税業務、管理業務
 - ・収税業務
 - ・税務相談業務
 - ・市町村支援業務(市町村との個人住民税等の共同徴収)
- ◆ その他の事務所
 - ・収税業務
 - ・税務相談業務
 - ・市町村支援業務(市町村との個人住民税等の共同徴収)

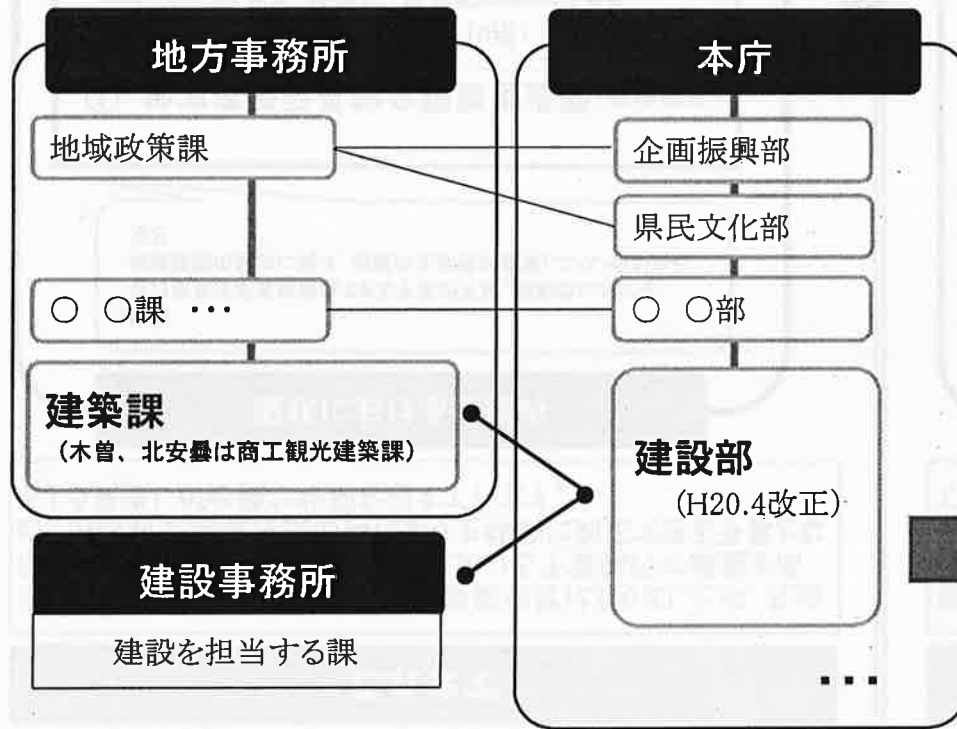
⇒ 県民サービスの維持、利便性向上のための方策案
 ◎テレビ電話の導入
 ◎コンビニ収納の拡大、クレジット納税やマルチペイメントの導入

※ 課税機能の集約については、システム改修を要するため、平成30年度からの実施を検討。

建築業務の建設事務所への移管について

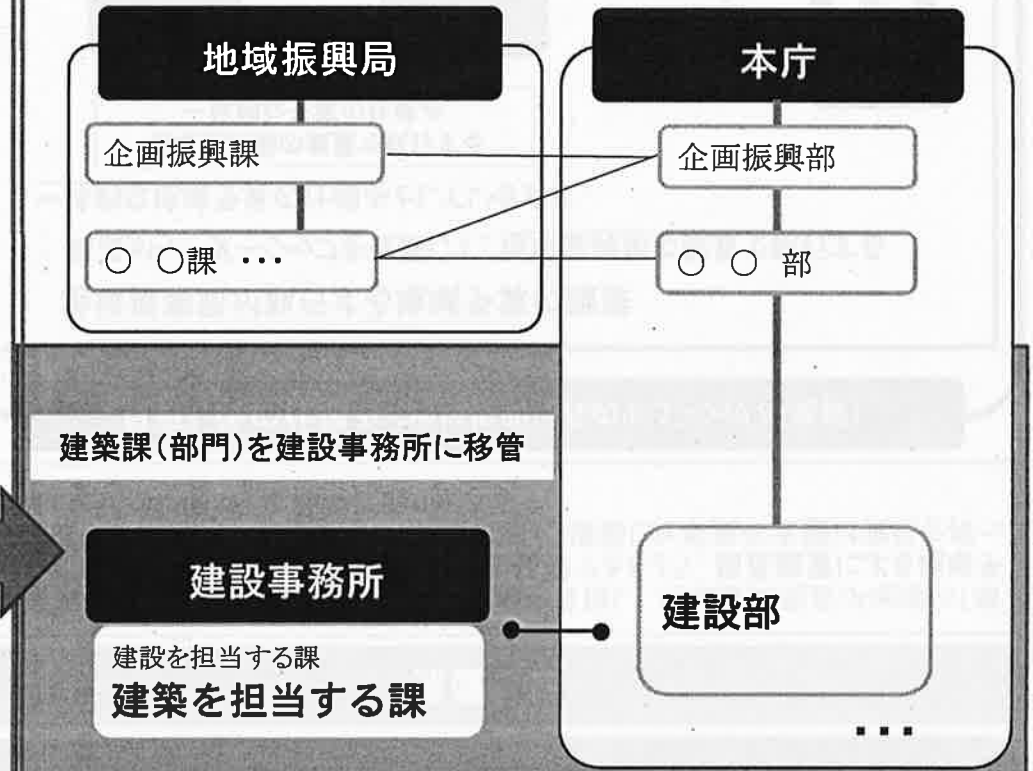
これまで

平成20年4月の本庁改正により、土木部と住宅部を統合し、「建設部」を設置しましたが、地方事務所建築課は地方事務所の一部門として現状維持とされました。



見直し後

本庁組織との整合を図り、まちづくりや災害対応等の課題に対し、建設、建築の両部門が一体となって対応可能な体制を構築します。



地域振興局（仮称）が取り組む「横断的な課題」の解決に向けた予算の仕組みのイメージ

これまで

地域活性化のための地域予算や提案制度はありましたが、社会情勢の変化に応じて、現地機関における予算執行の裁量を高め、市町村や地域住民の声により主体的に対応できる予算となるよう見直しが必要な時期を迎えています。

現状における仕組み

【課題】

- ・地方事務所が直接実施できる予算が不足。機動性に欠ける
- ・地域課題の解決に向け、地域の主体性が発揮しにくい面があるなど

① 地方事務所長総合調整推進費（直接実施）

現行：500万円（原則 50万円×10所）
地域活性化のための、臨時的・緊急的に実施する事業

② 地域発 元気づくり支援金（補助事業）

現行：8億5000万円
地域活性化に資する自主的・主体的で発展性のある取組みを支援

③ 地方事務所長施策提案

地方事務所長による知事への提案を踏まえて、各部局で予算化・制度化

見直し

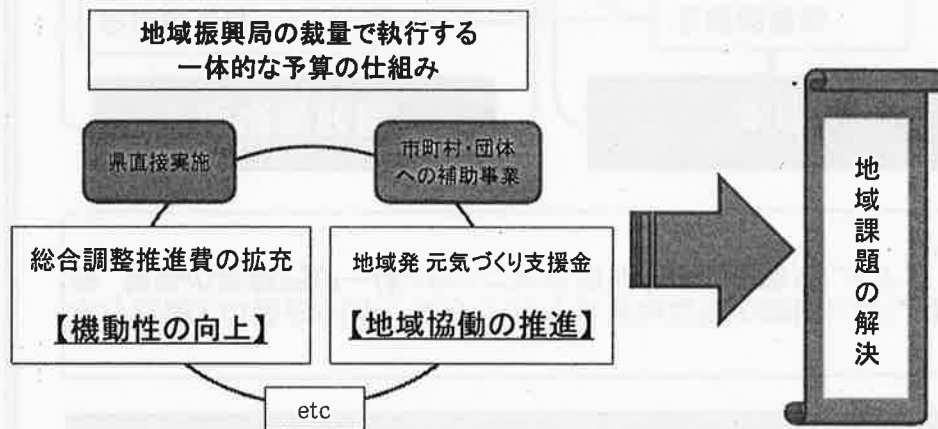
見直し後

地域振興に力点を置いた課題解決型の組織を目指し、地域振興局長が地域の「横断的な課題」の解決に向けリーダーシップを発揮できるよう、局長裁量による地域予算を確保します。また、地域課題の解決に向け、構築した事業や支援は責任を持って成果につながるまで、主体的に取り組めます。

見直し後の仕組み（地域振興局長のリーダーシップの発揮）

1 地域振興局が執行する地域予算の確保

局長がリーダーシップを発揮して、地域振興局の裁量で執行する一体的な地域予算の仕組みとしていきます。



2 地域振興局の主体性を尊重した部局予算の編成

⇒大規模なハード事業や中長期的に対応すべき事業など総合調整推進費、元気づくり支援金で対応困難な事業は、所管部局において予算要求することにより事業化。

- ・地域振興局長がリーダーシップを発揮して、事業構築（必要に応じ知事へ施策提案）
- ・各部局の予算のうち地域振興局が主体となって要望した事業の明示（見える化）

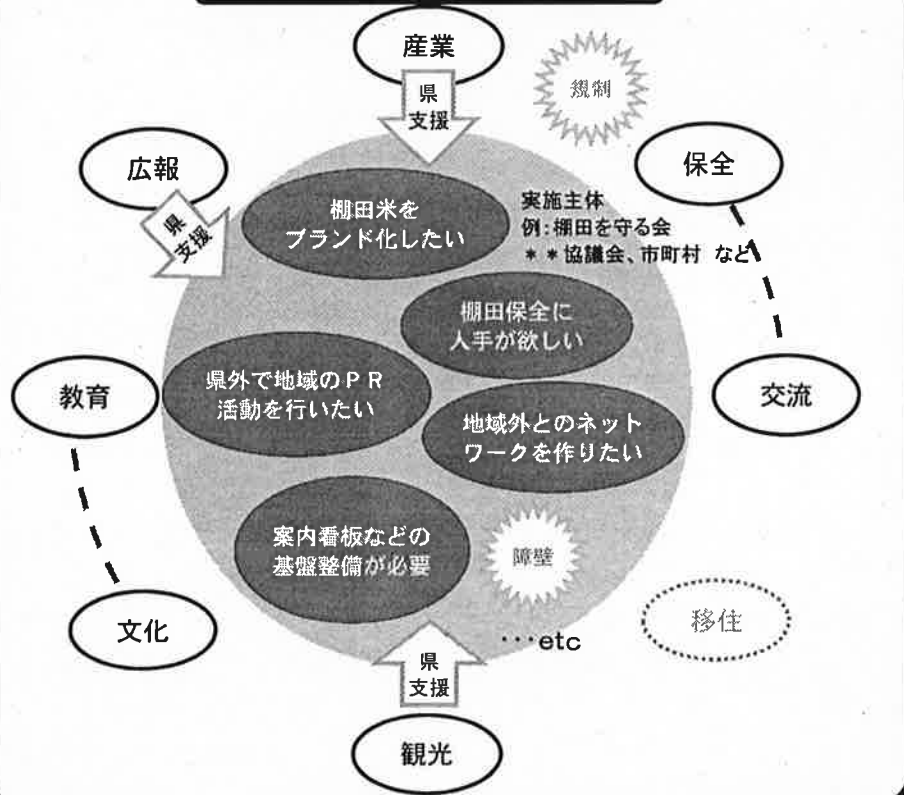
地域振興局（仮称）が取り組む「横断的な課題」の解決に向けた連携

「棚田」を活用した地域振興の取組例

これまで

地域が主体となって地域資源を活用した取組を行う場合、行政支援に偏りがあつたり、規制が障壁になることがあります。
また、支援内容も方向性が異なることで一体性を欠くことがあります。

地域の課題や支援



見直し後

地域振興局が主体となって「横断的な課題」として個々の取組を施策化（パッケージ化）し、現地機関が一体となって課題の解決に取り組みます。
また、解決に必要な事業への支援に対し、地域振興局長の裁量を拡大します。

地域の主体的な取組に対して、現地機関が連携して一体的に支援

